

一般社団法人国際再生医療普及協会  
特定認定再生医療等委員会議事要旨

日 時：2020年12月18日（金）15:30～16:10

開催場所：千葉大亥鼻イノベーションプラザ 1階会議室

|   | 摘要                             | 氏名                     | 出欠 | 利益相反 |        |
|---|--------------------------------|------------------------|----|------|--------|
|   |                                |                        |    | 医療機関 | 委員会設置者 |
| 1 | 分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学又は病理学の専門家 | 石井 伊都子                 | ○  | 無    | 無      |
|   |                                | 鈴木 邦子                  | ○  | 無    | 無      |
| 2 | 再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者 | 齋藤 康<br><b>※委員長</b>    | ○  | 無    | 無      |
|   |                                | 落谷 孝広                  | ○  | 無    | 無      |
|   |                                | 寺井 崇二                  | ○  | 無    | 無      |
| 3 | 臨床医（現に診療に従事している医師又は歯科医師）       | 大西 晋介<br><b>※技術専門員</b> | ×  | /\   | /\     |
|   |                                | 中林 正雄                  | ○  | 無    | 無      |
|   |                                | 竹本 稔                   | ○  | 無    | 無      |
| 4 | 細胞培養加工に関する識見を有する者              | 木田 泰之                  | ○  | 無    | 無      |
| 5 | 法律に関する専門家                      | 真砂 靖                   | ○  | 無    | 無      |
| 6 | 生命倫理に関する識見を有する者                | 川上 祐美                  | ×  | /\   | /\     |
| 7 | 生物統計その他の臨床研究に関する識見を有する者        | 林 邦彦                   | ○  | 無    | 無      |
| 8 | 前7号に掲げる者以外の一般の立場の者             | 宮内 明子                  | ○  | 無    | 無      |
|   |                                | 中山 ちはる                 | ×  | /\   | /\     |

配付資料（事務局受領年月日；2020年11月17日）

資料1 提出資料一覧\*1～33

資料2 チェックリスト

資料3 評価書\_技術専門員

資料4 質疑指摘内容一覧

\*別添参照

一般社団法人国際再生医療普及協会特定認定再生医療等委員会規則第6条第3項の定めにより、齋藤委員長は議長となり、本委員会の開会を宣言し、本日の出席委員を報告した。ついで本委員会の審議に必要な法定の成立要件を充足している旨を述べた。

審査：継続

医療機関：一般社団法人 輝実会 青山レナセルクリニック

管理者：臼井 佳恵

議題：自己脂肪由来間葉系幹細胞による2型糖尿病の治療

結果：継続審議

青山レナセルクリニック 臼井医師および越坂医師より、本件について概要の説明がされた後、委員との間で質疑応答が交わされた。

審議の結果、本提供計画を実施することの妥当性の説明が不十分であると判断し、参加委員全員の意見の一致をもって継続審議とした。以下の委員会からの指摘に対して医療機関で検討の上、再度委員と議論する場を設けることにより、本提供計画の妥当性に関し再確認することとする。

- 本提供計画を実施することへの科学的妥当性
- 糖尿病患者の中で本治療の対象となる条件を明確にする
- 投与翌日の検査について同意説明文書中に明記した方がよい

以上